

(仮称) 阿武隈南部風力発電事業環境影響評価方法書の意見について

1 全体的事項について

- (1) 環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）では、風力発電機の配置が未定であるなど、内容が具体化されていないため、今後、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）においては、可能な限り事業計画を具体化すること。
- (2) 風力発電機、変電所、取付道路等の関係設備の位置、規模及び構造等の決定に際しては、調査、予測及び評価の結果に基づき、複数案の検討を行うなど、可能な限り環境影響の回避・低減に努め、その結果を準備書に具体的に記載すること。
- (3) 環境影響評価を実施するにあたっては、必要に応じて専門家の助言を得ながら、最新の知見及び評価手法を採用するほか、調査、予測及び評価の手法、並びに予測及び評価結果の準備書への記載にあたっては、平易な表現を用い、理解しやすい内容とすること。
また、環境影響評価の過程において、評価項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には、必要に応じて評価項目及び手法の見直しを行う等、適切に対応すること。
- (4) 建設機械、資材及び車両の種類、数量及び輸送経路等については、環境影響を予測、評価するにあたって重要な事項であることから、準備書において、その内容を具体的に記載するとともに、当該事項の内容を予測に反映させること。
- (5) 落雷や強風等による風力発電機の破損・倒壊事故が全国的に発生していることから、準備書において、その安全対策を具体的に記載するとともに、併せて、事故が発生した場合の復旧方法や風力発電機の耐用年数経過後の対応を具体的に記載すること。
- (6) 対象事業実施区域周辺において道路の拡幅工事が予定されているため、準備書において、その内容を具体的に記載するとともに、当該工事箇所についても対象事業実施区域に含め、環境影響評価を実施すること。
- (7) 環境影響評価の手續においては、広く住民から募った有用な意見を事業計画に反映させていくことが重要であることから、今後の準備書説明会の開催等にあたっては、住民参加が広く図られるような対応を検討すること。
また、対象事業実施区域及びその周囲には、住居等が存在するため、事業の実施にあたっては、周辺住民に対して、丁寧な説明を行い、十分な理解が得られるよう努めること。

- (8) 環境影響評価に用いる既存の各種資料は、調査結果を評価する上で重要な指標となることから、その収集整理にあたっては、内容を十分に精査し、評価に疑念が生じないようにすること。
- (9) 環境影響評価に係る現地調査等は、地域住民の理解のもとに行うものとし、万一、苦情等が申し立てられた場合には、申立人及び関係機関等の指導に対して、誠意をもって対応すること。また、施設の稼働後において苦情が申し立てられた場合における環境保全措置を検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。
- (10) 対象事業実施区域周辺では、既存の風力発電所や実施予定の風力発電事業が計画されていることから、他の風力発電事業との複合的な影響を可能な限り準備書に具体的に記載するとともに、住民が重大な影響を受けないよう適切に対応すること。
- なお、複合的な影響がない場合にあっても、その根拠を準備書に記載すること。

2 個別的事項について

【大気質】

- (1) 建設機械の稼働時における「粉じん」の予測地点について、対象事業実施区域及びその周囲の7地点としているが、「粉じん」については、風向・風速等の気象条件や地形等の地域特性の影響を受けることから、予測地点を広範囲に適切に設定すること。

【騒音、振動及び低周波音】

- (1) 施設の稼働時における「騒音」及び「超低周波音」の予測地点について、対象事業実施区域及びその周囲の7地点としているが、「騒音」及び「超低周波音」については、風向・風速等の気象条件や地形等の地域特性の影響を受けることから、予測地点を広範囲に適切に設定すること。
- (2) 施設の稼働時における「低周波音」については、最新の知見を踏まえても不確実性が大きいことから、既存の風力発電機において「低周波音」に係る苦情の発生している事例を調査し、その結果を踏まえて、「低周波音」による影響を回避するよう適切な環境保全措置を検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。
- (3) 建設機械の稼働時における「振動」については、大きな振動を発生するような工法を採用しないため、評価項目に選定しないとしているが、土木工事等で使用する建設機械の種類及び数量、並びに具体的な工法が示されておらず、振動の影響が不明であることから、評価項目に選定すること。

また、対象事業実施区域周辺における道路拡幅工事に係る振動についても評価の対象とすること。

【水環境】

- (1) 風力発電機の基礎工事においてコンクリートが使用されることから、工事の実施時における「水の濁り」に加え、「pH（水素イオン濃度指数）」についても調査し、予測及び評価を実施すること。
- (2) 対象事業実施区域及び周辺には河川の源流部が存在し、いわき市水道水源保護条例により「水道水源保護地域」に指定されていることから、土地の改変並びに風力発電機の設置工事等で発生する土砂や濁水による水環境（水道水源）への影響を明らかにした上で、その環境保全措置を検討し、その結果を準備書に記載すること。
- (3) 工事中の雨水排水については、沈砂池等により適切に処理しているが、沈砂池等の規模にあたっては、対象事業実施区域周辺の地域観測所の雨量データを参考として決定すること。
また、当該沈砂池等の維持管理の方法について準備書に記載すること。

【動植物・生態系】

- (1) 鳥類（渡り鳥）に係る調査地点について、南北方向に偏っていると考えられることから、東西方向にも調査地点を設定すること。
- (2) 動植物及び生態系については、対象生物の行動圏、分布域等を踏まえ、調査の範囲、地点、期間、時期及び調査方法等を適切に設定すること。
特に、希少種が確認された場合には、調査範囲を広げるなど、より詳細な調査を実施すること。
- (3) バードストライク（コウモリ類を含む。）については、対象事業実施区域及び周辺における生息・飛翔状況等の調査結果、他の風力発電所での調査結果、過去の衝突事例及び国の検討状況等、最新の知見に基づき、衝突リスクを解析・評価するとともに、その結果を踏まえ、可能な限り回避・低減するような環境保全措置を検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。
- (4) 動物に係る調査にあたっては、工事による排水の影響を受けるおそれがある沢沿いの動物、底生生物等の状況が把握できるように調査地点を選定すること。
- (5) 対象事業実施区域には、猛禽類以外にも重要な鳥類が生息・繁殖している可能性があることから、その行動範囲や生息状況及び繁殖・営巣状況について調査し、予測及び評価を実施すること。
- (6) 伐採跡地の植栽等については、現生植物を用いるなど、周辺地域と調和し、周辺の生態系に影響を与えないような植物種の選定が必要であることから、伐採地の周辺の植物の生育に及ぼす影響について調査し、予測及び評価を実施し、具体的な植

生計画について検討すること。

- (7) 工事の実施における土地の改変に伴い、表土の移動や改変箇所の裸地化等により侵略的な外来植物種の生育域が拡大し、周囲の植生等に影響を及ぼすおそれがあることから、土地改変を予定している区域及びその周辺における外来植物種の生育状況を把握し、工事の実施によりその分布が拡大することのないような施工方法を検討すること。
- (8) 風力発電機には航空障害灯を設置することから、航空障害灯の設置に伴う鳥類の影響について調査、予測及び評価を実施するとともに、影響があると認められた場合には適切な環境保全措置を講じること。

【廃棄物・残土】

- (1) 産業廃棄物の発生量は未定となっているが、廃棄物が多量に搬出される場合には、搬出車両に伴う騒音や粉じん等の影響を考慮する必要があることから、準備書において、具体的な発生量を記載すること。
- (2) 対象事業実施区域内の造成工事における切土の部分、並びに切土高及び盛土高を準備書において具体的に記載し、切土量及び盛土量をそれぞれ算出すること。
また、切土を工事現場で一時的に保管する場合は、その環境保全措置を準備書に記載すること。
- (3) 対象事業実施区域内の造成工事における発生土のみならず、対象事業実施区域周辺の道路拡幅工事の発生土についても予測するほか、原則、現場で処理するように努めること。
また、発生土を工事現場で一時的に保管する場合は、その環境保全措置を準備書に記載すること。

【景観・人と自然の触れ合いの活動の場】

- (1) 景観の予測については、フォトモンタージュ等を用いて準備書に具体的に記載すること。
また、風力発電機の色や配置についても、可能な限り自然に溶け込むようなものとし、住民が圧迫感や威圧感を感じることをないよう配慮すること。
- (2) 景観に係る予測及び評価に基づき、風力発電機の配置見直しを含めた環境保全措置について検討し、その結果を準備書に記載すること。
- (3) 景観に係る調査地域及び予測地域は、風力発電機の可視領域を踏まえ、より広範囲に設定すること。
- (4) 事業実施区域内には、登山者などに親しまれている屹兎屋山や猫鳴山があること

から、地元の登山愛好家や山岳会などから意見を聴取し、今後の計画に反映させること。

【風力発電機の影】

- (1) 風力発電機は、その影が住宅や農地等へ極力影響のないよう配置するとともに、住宅又は農地等へ支障を及ぼすおそれがある場合は、必要な環境保全措置を講じること。

【放射線の量】

- (1) 対象事業実施区域は、避難指示区域等ではなく、また、対象事業実施区域近傍の空間線量率は低く、工事用資材等の搬出入による放射性物質を含む粉じんの飛散等による影響が小さいと考えられるため、評価項目として選定しないとしているが、空間線量率の高い区域が含まれる可能性があることから、評価項目への追加を検討すること。

【その他】

- (1) 事業実施区域内には、埋蔵文化財包蔵地である「十文字A遺跡」が所在していることから、事業の実施にあたっては、市文化振興課と協議すること。
また、一般国道 399 号線が風力発電機の輸送経路として計画されており、その拡幅工事が予定されているが、沿線には埋蔵文化財包蔵地である「内倉遺跡」や市指定天然記念物「内倉湿原」が所在しており、拡幅工事によって影響を受ける可能性があることから、道路拡幅にあたっては、市文化振興課と協議すること。
- (2) 一定規模以上の建築物や工作物等の新築又は土地の区画形質の変更を行う場合には、「いわき市の景観を守り育て創造する条例」に基づく届出等が必要となることから、市都市計画課と協議すること。